

89	建設局	土砂災害対策の推進																					
事業概要	「人命の保護」を最優先に、災害対応能力の向上・充実のための総合的な土砂災害対策として、ソフト対策とハード対策が一体となった事業を実施している。ソフト対策は、住民に対して土砂災害警戒区域等の指定による危険な箇所の周知や避難の指標となる土砂災害警戒情報の発表を行っている。またハード対策は、緊急性の高い箇所から順次、砂防堰堤やがけ崩れ防止施設等を整備している。																						
これまでの経過	1. ソフト対策 ・平成 13 年 4 月 土砂災害防止法施行 ・平成 15 年度 土砂災害警戒区域指定に必要な基礎調査を開始 ・平成 17 年度 青梅市成木地区 78 箇所を、都内初の土砂災害警戒区域に指定 ・平成 31 年 3 月 島しょ部の土砂災害警戒区域等の指定完了 ・令和元年 9 月 26 日 都内全域の土砂災害警戒区域等の指定が完了（一巡目） 2. ハード対策 <table><tr><td>事業名</td><td>根拠法（施行年）</td><td>対策の内容</td></tr><tr><td>土石流対策</td><td>砂防法 （明治 30 年施行）</td><td>砂防指定地の指定 砂防堰堤、流路工等の整備</td></tr><tr><td>がけ崩れ対策</td><td>急傾斜地崩壊防止法 （昭和 44 年施行）</td><td>急傾斜地崩壊危険区域の指定 擁壁、排水施設、法枠工等の整備</td></tr><tr><td>地すべり対策</td><td>地すべり等防止法 （昭和 33 年施行）</td><td>地すべり防止区域の指定 抑止杭、排水施設等の整備</td></tr></table>			事業名	根拠法（施行年）	対策の内容	土石流対策	砂防法 （明治 30 年施行）	砂防指定地の指定 砂防堰堤、流路工等の整備	がけ崩れ対策	急傾斜地崩壊防止法 （昭和 44 年施行）	急傾斜地崩壊危険区域の指定 擁壁、排水施設、法枠工等の整備	地すべり対策	地すべり等防止法 （昭和 33 年施行）	地すべり防止区域の指定 抑止杭、排水施設等の整備								
事業名	根拠法（施行年）	対策の内容																					
土石流対策	砂防法 （明治 30 年施行）	砂防指定地の指定 砂防堰堤、流路工等の整備																					
がけ崩れ対策	急傾斜地崩壊防止法 （昭和 44 年施行）	急傾斜地崩壊危険区域の指定 擁壁、排水施設、法枠工等の整備																					
地すべり対策	地すべり等防止法 （昭和 33 年施行）	地すべり防止区域の指定 抑止杭、排水施設等の整備																					
現在の進行状況	・土砂災害警戒区域等の指定状況（都内全域：令和 6 年 9 月末時点） <table><tr><td>ソフト</td><td>土砂災害警戒区域指定</td><td>15, 641 箇所</td></tr><tr><td></td><td>土砂災害特別警戒区域指定</td><td>13, 721 箇所</td></tr></table> ・砂防関係ハード対策の実施状況（都内全域：令和 6 年 9 月末時点） <table><tr><td colspan="2">事業名</td><td>令和 5 年度まで実施</td><td>令和 6 年度見込</td></tr><tr><td rowspan="3">ハード</td><td>砂防事業</td><td>砂防指定 200 溪流 （うち概成 123 溪流）</td><td>・事業箇所 58 溪流 （うち概成 4 溪流）</td></tr><tr><td>急傾斜地崩壊防止対策事業</td><td>区域指定 67 地区 （うち概成 60 地区）</td><td>・事業箇所 14 地区 （うち概成 1 地区）</td></tr><tr><td>地すべり防止対策事業</td><td>区域指定 13 地区 （うち概成 13 地区）</td><td>・事業箇所 1 地区 （うち概成 0 地区）</td></tr></table>			ソフト	土砂災害警戒区域指定	15, 641 箇所		土砂災害特別警戒区域指定	13, 721 箇所	事業名		令和 5 年度まで実施	令和 6 年度見込	ハード	砂防事業	砂防指定 200 溪流 （うち概成 123 溪流）	・事業箇所 58 溪流 （うち概成 4 溪流）	急傾斜地崩壊防止対策事業	区域指定 67 地区 （うち概成 60 地区）	・事業箇所 14 地区 （うち概成 1 地区）	地すべり防止対策事業	区域指定 13 地区 （うち概成 13 地区）	・事業箇所 1 地区 （うち概成 0 地区）
ソフト	土砂災害警戒区域指定	15, 641 箇所																					
	土砂災害特別警戒区域指定	13, 721 箇所																					
事業名		令和 5 年度まで実施	令和 6 年度見込																				
ハード	砂防事業	砂防指定 200 溪流 （うち概成 123 溪流）	・事業箇所 58 溪流 （うち概成 4 溪流）																				
	急傾斜地崩壊防止対策事業	区域指定 67 地区 （うち概成 60 地区）	・事業箇所 14 地区 （うち概成 1 地区）																				
	地すべり防止対策事業	区域指定 13 地区 （うち概成 13 地区）	・事業箇所 1 地区 （うち概成 0 地区）																				
今後の見通し	1. ソフト対策 ・引き続き、二巡目以降の基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等の更新を行う。 ・土砂災害ハザードマップ作成に対する技術的支援を実施することで区市町村が住民の防災意識を高める取組を後押しする。 ・住民、自主防災組織に向けた出前講座の実施と区市町村防災担当者等に向けた講演会を実施する。 2. ハード対策 砂防事業は、保全対象の重要度や災害発生の危険度を考慮して計画的に事業を実施するとともに、堰堤整備に時間を要する箇所等において、土石流捕捉ネット等の簡易的な対策を実施する（先行整備箇所において令和 5 年度完了）。 また、3 D 地形データを活用した土石流対策を進めていく。急傾斜地崩壊対策事業は、土砂災害のおそれのある自然斜面において、所有者等による対策が困難な場合に、区市町村の要望を受け、急傾斜地法に基づき事業を実施する。																						
問合せ先		建設局 河川部 計画課	電話 03-5320-5412																				